

福島県からのお知らせ



避難所の皆様へ

福島県災害対策本部
平成23年5月5日(木)(第8報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

1 市町村への連絡のお願い

被災し避難されている皆様に、避難の前にお住まいになっていた市町村へ、現在の所在地、連絡先などをお知らせいただくようお願いいたします。
なお、双葉郡にお住まいになっていた皆様は、『福島県被災者情報集約・双葉郡支援センター』へ、至急、ご連絡をお願いいたします。

◆ 0120-006-865 (フリーダイヤル)
【受付時間：8:00から22:00まで(毎日)】

※ 県内外の避難所や親戚・知人・公営・民間の住宅に避難されている方からの連絡をお待ちしております。また、避難されているお知り合いをご存じの方にも双葉郡支援センターに連絡くださるようお願いいたします。

2 住宅に関する情報について

避難している皆様の住宅対策として、県内において「応急仮設住宅の供給」「民間住宅の借上げ」「公営住宅空家の提供」の3つを実施します。

(1) 借上げ住宅の特例措置について

住宅の借上げについては、県が民間賃貸住宅を確保した上で、市町村を窓口に入居の申込みを受け付けていますが、現在、制度の改善に向け検討しております。準備が整い次第、お知らせします。

(2) 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

5月5日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- 富岡町 ☎0120-336-466
- 南相馬市 ☎0244-23-7635
- 郡山市 ☎024-924-2631

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

(3) 被災住宅の補強・修繕の無料相談窓口を開設しています。

○被災住宅相談窓口の開設状況

地方	市町村名	窓口(問い合わせ先)			
		日時等	場所	担当課	TEL
県北	福島市	4/25～5/31 (土日祝日除く勤務時間内)	福島市役所	開発建築指導課	024-525-3764
	二本松市	4/25～5/31 (土日祝日除く勤務時間内)	二本松市役所	建築住宅課	0243-55-5134
	伊達市	4/25～5/31 (土日祝日除く勤務時間内)	伊達市役所	都市計画課	024-577-3149
	本宮市	4/25～5/31 (土日祝日除く勤務時間内)	本宮市役所	建設課	0243-33-1111
	国見町	4/25～5/31 (土日祝日除く勤務時間内)	国見町役場	建設課	024-585-2972
	川俣町	4/25～5/31 (土日祝日除く勤務時間内)	川俣町役場	建設水道課	024-566-2111
	大玉村	4/25～5/31 (土日祝日除く勤務時間内)	大玉村役場	建設課	0243-48-3131
県中	郡山市	毎日 8:30～17:15	ミュージカルがくと館 (開成山公園内)	建設部 住宅課 都市整備部 開発建築指導課	080-5949-7750 080-5949-7751 080-5949-7752
南会津	檜枝岐村	毎週平日 9:00～16:00	檜枝岐村役場	産業建設課	0241-75-2501
	只見町	4/25～5/31 (土日祝日除く勤務時間内)	只見町役場	環境整備課	0241-82-5270
	南会津町	土日祝日除く勤務時間内	南会津町役場	建設課	0241-62-6230
相双	相馬市	毎週木曜 10:00～16:00	相馬市役所	建築課	0244-37-2178
	新地町	毎週月・水曜日 10:00～16:00	新地町役場	都市計画課	0244-62-2113

◆ 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

☎ 024-521-7698、7867

【受付時間：8：30～20：00（毎日）】

(4) 旅館・ホテルへの一時受入れについて

二次避難所となる旅館・ホテルなどの宿泊施設への一時受入れを引き続き行っております。

なお詳細は、避難前に居住していた市町村に連絡してください。

3 原子力損害の賠償に関する問い合わせ窓口開設について

県は原子力損害の賠償について電話による相談窓口を開設しました。

◆ 窓口電話番号 ☎024-523-1501

○ 相談時間：8：30～21：00（毎日）

※ 毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を実施

○ 相談内容

- ・ 原子力損害賠償制度の概要
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・ 賠償に係る今後の手続き等

（参考）東京電力「補償相談センター（コールセンター）」

☎0120-926-404（9：00～21：00）

（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）

4 災害義援金について

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金（国義援金）及び県へ寄せられた義援金（県義援金）を配分いたします。詳しくは、避難前に居住していた市町村までお問い合わせください。

○ 配分対象世帯及び配分額

ア 死亡・行方不明者 1人当たり 35万円（国義援金）

イ 住宅全壊（焼） 1世帯当たり 35万円（国義援金）
5万円（県義援金）

ウ 住宅半壊（焼） 1世帯当たり 18万円（国義援金）
5万円（県義援金）

エ 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内にある世帯及び計画的避難区域にある世帯

1世帯当たり 35万円（国義援金）

5万円（県義援金）

※1 住宅被害イ、ウと原発関係エの両方に該当した場合には国義援金35万円、県義援金5万円となります。

※2 死亡・行方不明者アと住宅・原発関係イ～エは重複しての支給が可能です。

※3 3月11日当時居住していた市町村へ申請することになります。

【お問い合わせ先】

福島県社会福祉課 ☎024-521-7322

5 被災者生活再建支援制度について

(地震・津波で被害に遭われた方が対象)

【支援内容】

- 東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものです。
- 支援金は2種類あります。
 - ・ **基礎支援金** (住宅の被害程度に応じて支給するもの)
全壊等 100万円 大規模半壊 50万円
 - ※ 被災した住宅は、持ち家だけではなく、マンション、アパートなど賃借し居住していたものも含まれます。
 - ・ **加算支援金** (住宅の再建方法に応じて支給するもの)
建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(民間) 50万円

【申請手続き】

申請手続きなど、詳細は被災時にお住まいのあった市町村にお尋ねください。

また、基礎支援金を先に申請することができます。

6 医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

以下の方については、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

○ 一部負担金等の免除対象者

災害救助法が適用されている被災地域(福島県全域)の住民であり、次のいずれかの申し立てを行った方

- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の対象となっている方及び計画的避難区域・緊急時避難準備区域の対象となっている方

※ 氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を医療機関へ口頭でお伝えいただければ十分です。罹災証明書等を提出する必要はありません。

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

7 感染症の発生予防等について

(1) 感染症の発生予防について

インフルエンザは現在流行レベルにあります。

また、感染性胃腸炎も流行がみられます。

特に避難所では集団生活のため、インフルエンザや感染性胃腸炎（下痢・おう吐）などの感染症が流行する場合がありますので、以下のことに注意しましょう。

- ① 食事の前、トイレの後にはこまめに手洗いやアルコール消毒（擦り込み式）をしましょう。
- ② 咳などの症状がある方は、避難所内に流行させないため、マスクをつけましょう。
※ 咳やくしゃみをするときは、ハンカチやティッシュで口と鼻を押さえる「咳エチケット」を守りましょう。
- ③ 熱っぽい、のどが痛い、咳、おう吐、下痢など体調がすぐれないときは、できるだけ早めに医師の診察を受けてください。
- ④ まわりに同じような症状の方が増えているときには、医師や保健師、看護師、代表の方などに相談してください。
- ⑤ 子どもや高齢者では症状が現れにくいことがあります。いつもと様子が違う場合には、すぐに相談してください。

- インフルエンザの症状：38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など
- 感染性胃腸炎の症状：発熱、腹痛、おう吐、下痢など

(2) 肝炎・結核に関する相談窓口について

保健福祉事務所（保健所）では、肝炎のウイルス検査や医療費助成制度、結核の検診や治療の継続などについて相談を受け付けています。

最寄りの下記の相談窓口までご相談ください。

相談窓口一覧

保健所等名	連絡先
県北保健福祉事務所（県北保健所）	024-534-4113
県中保健福祉事務所（県中保健所）	0248-75-7818
県南保健福祉事務所（県南保健所）	0248-22-6405
会津保健福祉事務所（会津保健所）	0242-29-5512
南会津保健福祉事務所（南会津保健所）	0241-63-0306
相双保健福祉事務所（相双保健所）	0244-26-1329
郡山市保健所	024-924-2163
いわき市保健所	0246-27-8595

【お問い合わせ先】

福島県感染・看護室

☎024-521-7881

8 生活福祉資金について

○ 生活福祉資金（緊急小口資金）貸付

東日本大震災で被災された世帯を対象に、当座の生活費として、原則、1世帯10万円以内の無利子貸付を行っています。

避難世帯を対象に、避難所を巡回するなどの方法による受付となっておりますので、詳しくは県社会福祉協議会にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

福島県社会福祉協議会 ☎024-523-1250

9 震災対策特別資金について

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故により、事業活動に影響を受けた中小企業者向けの県制度資金「震災対策特別資金」をぜひご活用ください。

- 対象者 震災等により事業活動に影響を受け、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者
- 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円(併用時は8,000万円限度)
- 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 融資利率・固定 年1.5%以内(直接被害を受け、市町村より罹災証明書等の交付が受けられる方)
 - ・固定 年1.7%以内(上記以外で間接被害等を受けた場合)
- 保証料率・年0.5%(直接被害を受けた方)
 - ・年0.05%~1.05%(間接被害を受けた方)
- 担保 審査により必要になる場合があります。
- 保証人 法人 1名以上
 - 個人 必要により(原則第三者保証人は不要)
- 申込み先 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)
※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

福島県金融課 ☎024-525-4019
☎024-534-0928

10 農家経営安定資金（原発対策緊急支援資金）について

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による収入減少により、深刻な影響を受けている農業者等の緊急に必要なとする営農資金を融通いたします。

- 貸与限度額 個人300万円、法人・団体500万円
- 利子 無利子
- 償還期間 5年以内（うち据置1年以内）
- 償還方法 元金均等年賦又は一括償還とする。
- 取扱金融機関 県内各農協

【お問い合わせ先】

福島県金融共済室 ☎024-521-7346

11 消費に関する無料法律相談について

県では、契約のトラブルや借金（ローン）の返済方法などのお困りごとに関して、法律の専門家による無料法律相談を実施しております。

秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

- 相談方法 面談（事前予約制）又は電話
- 相談日 平日：原則毎週木曜日 13：00～17：00
休日（面談のみ）：原則第4日曜日 10：00～15：00
- その他 通話料は相談者の負担になります。

【お問い合わせ先】

福島県消費生活センター ☎024-521-0999

〈参考〉被災者の方の預金引き出し方法について

預金通帳（証書）、印鑑、キャッシュカードをお持ちでなくても、預金者であることを取引先金融機関で確認できれば、預金を引き出すことができます。詳しい内容は、取引先金融機関にお問い合わせください。

〈参考〉災害地域生保契約照会制度について（生命保険協会）

生命保険協会では、今回の地震により被災されたお客さまが、加入していた生命保険会社がわからず保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険協会に契約有無の調査依頼を行うことができます。

詳しくは、下記までご連絡ください。

- 災害地域生保契約照会センター ☎0120-001-731

【受付時間：9：00～17：00（月～金（祝日除く））】

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした 無料法律相談窓口	0120-366-556	日弁連 (10時～15時:平日)
	024-534-1211	県弁護士会
	024-925-6511	(14時～16時:平日)
	0242-27-2522	
原子力損害の賠償に関する問い合わせ(県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時(月～土) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室 (コールセンター)
医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343	精神保健福祉センター (9時～17時:平日) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、8機関 8時30分～17時15分:平日) 福島いのちの電話 (10時～22時:土日含む)
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-941-826	女性のための相談支援センター (9時～21時) NPO法人全国女性シェルターネット (24時間対応)

生活に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
教育に関する相談	024-523-1710 024-523-1720	教育総務課
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250 024-521-7322	県社会福祉協議会 社会福祉課
県税に関する相談 （自動車税・納税証明書など）	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター
公害（水・大気・土壌）に関する相談	024-521-7256	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課
地震に関する悪質商法の相談	0120-214-888	国民生活センター（10時～16時）
応急危険度判定から 復旧までの相談	024-521-4033 024-932-3627 0242-39-0058 0246-29-2355	県建築士事務所協会 （平日8時～17時）
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部
行方不明者・警察安全相談	0120-510-186	福島県警察本部（9時～19時）
経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで】		
総合受付	080-2807-7017	団体支援課
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-525-4019 024-534-0928	金融課
労働に関する相談	024-535-7348 0120-610-145 0120-536-088	雇用労政課 福島労働局被災者ホットライン （9時～16時）
就職に関する相談	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター
工業製品の残留放射能	024-959-1739	ハイテクプラザ
農産物に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
モニタリング	024-521-7351 024-521-7489	農産物安全流通課
消費	024-521-7245	食品生活衛生課
生産（作付）	024-521-7344 024-521-7336	研究技術室
農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課（8時30分～21時：毎日）
国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで】		
国管理道路（国道4号, 6号, 13号, 49号）	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路（上記以外の国道、県道） などの土木施設に関する相談	024-521-7869	土木企画課

市町村問い合わせ先一覧

(5月5日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111
	浪江町 ※	0243-46-4731~4739		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
県北管内	福島市	024-535-1111	会津管内	磐梯町	0242-74-1211
	二本松市	0243-23-1111		猪苗代町	0242-62-2111
	伊達市	024-575-1111		会津坂下町	0242-84-1503
	本宮市	0243-33-1111		湯川村	0241-27-8800
	桑折町	024-582-2111		柳津町	0241-42-2112
	国見町	024-585-2111		三島町	0241-48-5511
	川俣町	024-566-2111		金山町	0241-54-5111
	大玉村	0243-48-3131		昭和村	0241-57-2111
県中管内	郡山市	024-924-7111	南会津管内	会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内(会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内(郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内(郡山市南二丁目52番地)	
三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内(会津若松市追手町2番41号)		
小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校(埼玉県加須市騎西598-1)		
		浪江町	二本松市役所東和支所内(二本松市針道字蔵下22)		
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所(会津坂下町稲荷塚77)		